

匝瑳市地域公共交通網形成計画策定業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、匝瑳市地域公共交通網形成計画策定業務の委託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

匝瑳市地域公共交通網形成計画策定業務委託

(2) 業務内容

別添1「匝瑳市地域公共交通網形成計画策定業務委託仕様書」による

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和3年3月25日まで

(4) 提案上限額

9,042,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 担当課（問い合わせ先）

〒289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2

匝瑳市環境生活課市民協働班

電話：0479-73-0088

FAX：0479-72-1116

電子メール：k-shimin@city.sosa.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 過去5年間において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する、地域公共交通網形成計画の策定業務の受注実績を有する者。

(2) 匝瑳市建設工事等入札参加業者資格者名簿（委託）に登録されている者。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者のほか、次に掲げる者でないこと。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。

イ 本プロポーザルの公告日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

オ 匝瑳市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置及び匝瑳市契約に係る暴力団等排除措置規則（平成26年匝瑳市規則第35号）に基づく入札参加排除措置を、公告日から契約の締結日までに受けている者。

4 実施スケジュール

No.	項目	期間等
1	実施要領等の公開	令和2年5月11日（月）
2	企画提案参加申込書等提出期限	令和2年5月22日（金）
3	質問書の受付期限	令和2年5月26日（火）
4	質問の回答	令和2年5月28日（木）
5	企画提案書等提出期間	令和2年6月1日（月）から 令和2年6月9日（火）まで
6	プレゼンテーション審査	令和2年6月26日（金）
7	審査結果通知	令和2年6月下旬
8	業務委託契約	令和2年7月上旬

5 企画提案参加申込書等の提出

（1）提出期限

令和2年5月22日（金）午後5時まで ※必着

（2）提出書類及び提出部数

ア 企画提案参加申込書（様式第1号）・・・正本1部 副本8部

イ 会社概要書（様式第2号）・・・正本1部 副本8部

- ウ 業務実績調書（様式第3号）・・・正本1部 副本8部
 - エ 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）・・・正本1部 副本8部
- ※ エについては最新の事項が掲載されたもの（写し可）

(3) 提出先

2(5)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送による。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問書の受付期限

令和2年5月26日（火）午後5時まで ※必着

(2) 提出書類

質問書（様式第4号）

(3) 提出先

2(5)に同じ

(4) 質問方法

電子メールによる。

※ 電子メール件名の先頭に【**匠瑛市地域公共交通網形成計画策定業務委託質問書**】と必ず、記載すること（電話・ファックスによる質問は、受け付けない。）。

(5) 回答方法

参加表明したすべての事業者に対し、令和2年5月28日に電子メールにて回答する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

令和2年6月1日（月）から令和2年6月9日（火）（閉庁日を除く。）までの午前9時から午後5時まで ※必着

(2) 提出書類及び提出部数

- ア 企画提案書表紙（様式第5号）・・・正本1部 副本8部

- イ 企画提案書（様式任意）・・・正本1部 副本8部
- ウ 業務工程表（様式任意）・・・正本1部 副本8部
- エ 業務実施体制表（様式第6号）・・・正本1部 副本8部
- オ 配置予定技術者調書（様式第7号）・・・正本1部 副本8部
- カ 見積書（見積内訳書を含む）（様式任意）・・・正本1部 副本8部

(3) 提出先

2(5)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送による。

(5) 書類審査

企画提案者が4者を超えた場合、提出書類のうち様式第3号、様式第6号及び様式第7号について、別紙「採点基準1」による事前審査を行い、内容が優れた4者を選考し、プレゼンテーション審査の対象とする。事前審査の結果については6月19日（金）までに通知する。

8 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日

令和2年6月26日（金）

※ 実施順は企画提案参加申込書の受付順とし、時間割等は別途通知する。

※ 企画提案者が1者のみの場合もプレゼンテーションを実施のうえ、委託候補者を選定する。

(2) 実施会場

匝瑳市役所議会棟2階 第3委員会室

(3) 実施方法

企画提案書等に基づき、30分以内（提案説明20分以内、質疑応答10分以内）のプレゼンテーションを行う。

ア 本業務の主担当技術者を含め、出席者は3名以内とすること。

イ 提出書類を用いて行うものとし、当日の差替え、追加資料は認めないものとする。

ウ プレゼンテーションに必要な物品（パソコン、プロジェクター、電源ケ

ーブル等)がある場合は持参すること。

エ パワーポイント等によりスライド投影する図、表については、提出書類で使用したもののみとする。

オ 説明のためのスクリーン及び電源は匝瑳市が用意する。

9 委託候補者の選定方法

(1) 選定方法

別紙「採点基準1」及び「採点基準2」により審査し、合計得点の最も高い企画提案者を優先交渉権者として選定する。

なお、採点の方法や審査の内容に関する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

(2) 最低基準

各審査委員の採点の合計が、評価基準点の合計値の5割以上であることを最低基準とし、最低基準を満たさない企画提案者は選定の対象としない。

(3) 審査結果の通知

令和2年6月下旬頃に全企画提案者に対して審査結果を文書で通知する。

10 契約協議及び契約

優先交渉権者に選定された者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が調った後に委託限度額の範囲で随意契約により契約を行うものとする。

なお、協議が不調の場合、次点候補者と協議を行うものとする。

11 その他留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 企画提案に係る一切の経費は、企画提案者の負担とする。

(3) 企画提案参加申込書等に虚偽の記載をした場合は、企画提案参加申込書等を無効とする。

(4) 提出期限以降における企画提案参加申込書等の差替え及び再提出は認め

ない。また、会社概要書及び業務実施体制表等に記載した担当者は原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければならない。

- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 提出された企画提案参加申込書等を発注者の了解なく公表、使用してはならない。
- (7) 提出された企画提案参加申込書等は、企画提案書の審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (8) 提出された企画提案参加申込書等及びその複製は、企画提案書の審査以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (9) 提出された企画提案参加申込書等は、匝瑳市情報公開条例の規定に準じて、情報公開請求があった場合は、公開される可能性がある。

別紙

【採点基準1】実施体制・業務実績等

評価項目	評価の内容	配点
企業の業歴・実績	・ 企業として本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。	10
業務実施体制	・ 人員の配置状況から、主担当者が不在の場合でも打ち合わせや問い合わせに迅速・柔軟に対応できる体制となっているか。	10
予定技術者の業務実績経歴	・ 地域公共交通に精通し、同種業務に実績のある人材が配置されているか。	10
合計点数		30

【採点基準2】企画提案内容・プレゼンテーション

評価項目	評価の内容	配点
全般的事項	・ 提案内容が具体的でわかりやすく、実効性の高い提案がなされているか。	10
地域特性の把握	・ 本市の地域特性について、正確に把握しているか。	10
調査	・ 調査内容が具体的に示されているか。 ・ 計画策定の中で調査結果をどう反映させていくか示されているか。	10
課題の整理	・ 調査結果の分析方法や、課題解決に向けた施策の検討方法が的確なものとなっているか。	15
独自性	・ 仕様書等に定めるものに加え、本市にとって有益な独自の提案があるか。	10
スケジュール	・ 業務の実施スケジュールが具体的かつ的確に示されているか。	10
プレゼンテーション	・ プレゼンテーションが解りやすく、説得力があるか。 ・ 本業務に対する取組意欲が高く、熱意を感じられるか。	5
合計点数		70